

## 大和郡山市公立小学校・中学校臨時講師（人権施策推進課採用扱い）について

1. 従事する内容 大和郡山市人権教育推進支援事業に伴う内容（別紙要綱参照）
2. 就業の場所 大和郡山市立のいずれかの小学校・中学校
3. 従事する職務 大和郡山市公立学校臨時講師  
小学校 若干名  
（小学校教員免許状必要）  
中学校 若干名  
（各教科の教員免許状必要）
4. 雇用期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日  
（10月以降の雇用は本人の継続確認の上、雇用継続決定）
5. 勤務時間 当該勤務校教職員に準ずる
6. 賃 金 月額 195,700円  
※手当は、通勤手当のみ
7. 賞 与 有（雇用の期間に応じて支給）
8. 休 暇 年次有給休暇 4月～9月は無 10月に付与  
特別休暇 有
9. そ の 他 常勤講師としての雇用  
通勤手当 公共交通機関利用の場合 55,000円まで支給  
マイカー通勤の場合 31,600円まで支給  
社会保険 有
10. 応募について 大和郡山市人権施策推進課人権教育係まで連絡  
電話：0743-53-1151 内線332, 333  
大和郡山市役所内  
必要書類：履歴書・教員免許状の写しまたは教員免許状取得見込書の写し
11. 選考について 書類・面接による選考  
面接日時は、当課担当と相談の上決定

# 大和郡山市人権教育推進支援事業要綱

大和郡山市教育委員会

## 1 事業の趣旨

「人権教育のための国連10年」大和郡山市行動計画に基づき、すべての児童生徒の人権及び教育を受ける権利の保障、低学力の克服等、学力の向上を図る取組を推進するため、市立小学校・中学校に人権教育総合推進教員を（以下「推進教員」という。）を置く。

## 2 任命及び任務

推進教員の任命及び任務は、次のとおりとする。

### ◇任命◇

- (1) 市立小学校及び中学校にあっては、以下に示す推進教員の任務について、それを必要とする学校長の申し出により、市教育委員会が任命する。
- (2) 推進教員は、所属学校において勤務する。

### ◇任務◇

推進教員は、所属学校において、学校長の監督の下、要綱の目的を達成するため職務に専念する。また、すべての職員の共通理解に基づき、人権教育の推進及び拡充を図るため、以下に示す具体的な取組を行うものとする。

- (1) 児童生徒の人権にかかわる課題を把握し、在日外国人児童生徒の指導など、個別的な課題に対応した指導に当たる。
- (2) 「いじめ」や「不登校・不登校傾向」児童生徒に対する支援や具体的な指導に当たる。
- (3) 児童生徒の実態を正しく把握して、低学力の克服、すべての児童生徒の学力保障に向けた少人数指導等に当たる。
- (4) 障害の状態や発達段階に応じた特別な支援を要する児童生徒の指導に当たる。

推進教員は、ここに掲げる任務の遂行に当たっては、教職員とともに、家庭、地域との連携に努めなければならない。

## 3 実施計画及び結果報告

当該学校長は、人権教育推進支援事業要綱に基づき、教育を推進するための実施計画書を毎年度新学期開始までに、また、実施結果については、実績報告書を年度末までに市教育委員会に提出しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。